

## 長崎県監査事務局工事技術調査業務委託最低制限価格制度要領

令和 8 年 3 月 11 日 R7-21000-00883

### (目的)

第 1 条 この要領は、長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号。以下「財務規則」という。）第 98 条第 1 項の規定により長崎県監査事務局が発注する工事技術調査業務委託の競争入札の際に設定する最低制限価格制度の取り扱いを定めるものとする。

### (対象)

第 2 条 この要領は、長崎県監査事務局が発注する工事技術調査業務委託のうち、競争入札に付する業務に適用する。

### (最低制限設計価格の設定)

第 3 条 最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）は、別表の左欄の業務区分に応じ、同表中欄の方法により算定し、同表右欄の範囲で設定する。

2 最低制限設計価格は、千円未満の金額は切り捨てるものとする。

### (最低制限候補価格の設定)

第 4 条 第 3 条で設定した額（最低制限設計価格）を最低制限候補価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ）とする。最低制限候補価格は、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとする。

### (最低制限価格の設定)

第 5 条 第 4 条で算出した最低制限候補価格を最低制限価格とする。

### (入札参加者への周知)

第 6 条 契約担任者は、入札公告又は入札執行通知書等において入札参加者へ最低制限価格を設けている旨を周知する。

2 最低制限価格の設定が明記されていない場合は、最低制限価格適用の対象としてはならない。

### (入札の執行)

第 7 条 入札執行者は、入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を告知する。

2 入札の結果、最低制限価格を下回る価格で入札をした者がある場合は直ちにその者を失格とし、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、有効な入札を行った者、かつ、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 3 前項の場合において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。
- 4 財務規則第 98 条第 3 項の規定に基づき、最低制限価格を下回る入札をした者（以下「入札失格者」という。）は、再度入札に参加できないものとする。
- 5 入札失格者に対しては、その根拠規定が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項にあることを説明する。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 3 月 11 日から施行する。（令和 8 年 3 月 11 日 R7-21000-00883）

別表（第 3 条関係）

（最低制限設計価格の設定）

| 業務名            | 最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く。）の算定                     | 最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く。）の設定の範囲                               |
|----------------|---|--|
| 工事技術調査<br>業務委託 | 直接人件費の額＋直接経費の額＋<br>その他原価の額×90%＋一般管理<br>費等の額×50% | 上限額は設計金額×81%<br>下限額は設計金額×60%<br>（各々の 1,000 円未満の額は<br>切り捨てる。） |

（注）算定額が設定の上限額を超えた場合は上限額を、下限額を下回った場合は下限額を最低制限設計額とする。